二　事務所の名称及び所在地

事務所の名称	事務所の所在地
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター松戸試験所	千葉県松戸市高塚新田五八〇番地二号
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター中日本サービスセンター	愛知県名古屋市東区東片端町二三番地
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター西日本サービスセンター	大阪府大阪市中央区島之内一丁目二一番一九号
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター長野サービスセンター	長野県長野市大字南長野西後町一五八四番地二号

三　変更年月日

平成二十四年七月二日

○総務省告示第二百八十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定により、次の登録証明機関から名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月二十六日

総務大臣　川端　達夫

一　登録証明機関の名称

財団法人テレコムエンジニアリングセンター

二　変更後の名称

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

三　変更年月日

平成二十四年七月二日

○総務省告示第二百八十四号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号注4及び注5の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十六日

総務大臣　川端　達夫

第一号の表中

「財団法人テレコムエンジニアリングセンター（昭和53年6月20日に財団法人無線設備検査検定協会という名称で設立され、平成10年7月29日に財団法人テレコムエンジニアリングセンターという名称に変更された法人をいう。）	001

を

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	001

に改める。

○中央選挙管理会告示第十号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月二十六日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

届出年月日	平成二十四年七月二十六日
政党その他の政治団体の名称	国民の生活が第一
略称	生活
本部の所在地	東京都千代田区永田町二―十二―八永田町SRビル三F
代表者の氏名	小沢　一郎

○法務省告示第二百九十七号

京都府宇治市役所備付けの次の戸籍の一部が滅失した。

平成二十四年七月二十六日

法務大臣　滝　実

京都府宇治市伊勢田町ウトロ一番地の二十七

杉浦　勲

○法務省告示第二百九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十六日

法務大臣　滝　実

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十四年八月二十日」を「平成二十四年八月二十日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年八月二十日から施行する。

○法務省告示第三百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十六日

法務大臣　滝　実

第二号ロの表株式会社国江鉄工所の項中「溶接」を「溶接、塗装」に改める。

○法務省告示第三百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十六日

法務大臣　滝　実

第二号ロの表に次のように加える。

江橋工業株式会社	神奈川県横浜市青葉区寺家町五百二十二番地
	塗装

○法務省告示第三百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十六日

法務大臣　滝　実

○法務省告示第二百九十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十六日

法務大臣　滝　実

第二号ロの表ダイイチの項中「ダイイチ」を「株式会社ダイイチ」に、「大阪府泉北郡忠岡町馬瀬三―十―三十四」を「大阪府泉北郡忠岡町馬瀬三丁目九番三十一号」に改める。

○法務省告示第三百号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十六日

法務大臣　滝　実

第二号イの表藤井建設株式会社の項中「愛知県幡豆郡一色町大字赤羽字浜田九十五番地」を「愛知県西尾市一色町赤羽浜田九十五番地」に改める。

第二号ロの表株式会社山幸の項中「兵庫県神戸市兵庫区中道通四丁目一番十六号」を「兵庫県神戸市長田区野田町九丁目三番五号」に改める。